

# 週刊住宅

株式会社 週刊住宅新聞社  
本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル  
TEL.03(5363)5810 FAX.03(5363)5815 郵便番号口座 00120-5-83424  
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

家賃の時効は5年であり、この家賃に債務名義があれば時効は10年である。ではこの時効期間が過ぎれば、追わないで良いのかと

GFネッツ流  
大家実践塾

176

## 夜逃げした家賃滞納者と督促業務

いえ、そうではない。例えば、時効期間が過ぎていても、家賃滞納者が時効を援用しない限りは、追い続けるべきだと私は思う。

先日、このようなことがあった。東京都内の当社賃貸物件のワンルームマンションを借りていたが、家賃3ヶ月分を滞納したまま夜逃げした借り主Nの話であ

家賃の時効は5年であり、この家賃に債務名義があれば時効は10年である。ではこの時効期間が過ぎれば、追わないで良いのかと

「夜逃げした家賃滞納者は、どこまで追い続けるべきなのか?」

家賃滞納の督促業務を専らにしている私は、こういった質問を受けることがある。

る。

この借り主Nが夜逃げし

たのは、もう6年も前のこ

とである。借り主Nが夜逃

げした後、当社と借り主N

との間の債権債務に基づき、当社は、借り主Nの住民票を定期的に第三者請求にて取得していたが、借り主Nの居住地は一向に判明しなかった。

ところが、半年ほど前に、ようやく借り主Nの住民票

に動きがあり、住民票に記載されている住所を訪問してみると、どうやら借り主Nは実際にその住所に居住している様子が見られた。

Nが署名押印した賃貸借契約書の原本の保管があり、また、借り主Nが滞納家賃を支払ったという履歴も無かったため、当然、裁判所は借り主Nに対し、滞納家賃の回収のため、請求書をその住所に郵送し、また合わせて訪問を重ねたが、借り主Nからの支払はおろか連絡も一切なかつた。

現地訪問を続けていたあ

る日、たまたま借り主Nの自宅バルコニーに干されていました。洗濯物から、借り主Nの現在の勤務先を割り出せたため、給与債権差押執行による回収を目指み、支払督促を簡易裁判所に申し立てた。

その後、借り主Nから「滞納家賃について覚えがない」との異議申し立てがあつたため、民事訴訟へ移行した。当社には、借り主Nの居住地が判明した時点で、滞納家賃の支払期日から5年を経過していたの

で、時効期間はとうに過ぎていた。ただし借り主Nは、時効を援用しなかつたため、当社は請求を続けたのである。

いつまで追えばよいのか?

時効後に全額回収事例も

もし当社が、借り主Nの住民票請求を停止していれ

ば、今回、借り主Nの滞納家賃は回収できていなかつた。夜逃げした家賃滞納者は、回収の可能性がある限り、いつまでも追い続けるべきなのである。

CFネッツ プロパティマネジメント事業部 片岡 雄介